

第 1 回沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議 社会福祉課資料

◇困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性支援事業）とは

女性支援事業は、令和 6 年 4 月 1 日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（通称：困難女性支援法）」に基づき、あらゆる困難を抱えた女性のための支援を行っています。

施行以前は、旧売春防止法に基づき婦人保護事業が進められてきました。

しかしながら、本来「売春を行うおそれのある女子」の保護更生を目的とするものであったことから、困難な問題を抱える女性の人権の擁護、福祉の増進や自立支援等の視点が不十分であると考えられ、困難女性支援法の成立に至りました。

困難女性支援法第 9 条 1 項により都道府県に設けられた女性相談支援センターは、女性支援事業の中核機関として困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添った包括的な支援業務を行っています。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV 防止法）に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして DV 被害者の支援機能が付与されています。

市町村においては、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関として、支援への入り口の役割を果たすとともに、関係部署と連携して適切な支援につなげる役割を有し、切れ目のない継続した支援を行うこととされ、女性相談支援員の設置及び基本計画の策定が努力義務とされています。

県内の事業の推進状況は別添資料 1、困難女性支援法に基づく基本計画の策定状況は別添資料 2 のとおりです。

◇女性支援事業の主な対象者・相談内容

「困難な問題を抱える女性」及び「DV 被害者」

困難な問題を抱える女性とは、様々な事業により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を抱えた女性（そのおそれのある女性を含む。）を指します。年齢、国籍、障害の有無を問わず、適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱えるおそれがある女性を含みます。

DV 被害者、ストーカー被害者、性暴力被害者、妊娠・出産、精神疾患や知的障害を抱えた女性、家庭不和、離婚問題、人身取引被害者、男性 DV 被害者、LGBT などの性的マイノリティ、生活困窮など

本市の女性相談の令和 5 年度実績は別添資料 3 のとおりです。

◇市民意識調査における市民の DV に対する認識

別添資料 4 のとおりです。

◇DV 防止計画及び困難女性支援基本計画の策定について

別添資料 5 のとおりです。

市町におけるDV施策推進状況について

別添資料 1

入力不要

○策定・設置済、△策定・設置検討中、×予定なし

(基本計画について、OD=DV単独計画、○他=他計画と一体)

(ネットワークについて、OD=DV単独設置、○J=児童虐待と一体設置)

健福	市町名	市町DV基本計画	市町DV防止ネットワーク	婦人相談員	配偶者暴力相談支援センター
賀茂	下田市	△ (未定)	○J	△ 1名 兼務	×
	東伊豆町	△ (未定)	○J		×
	河津町	×	○J		×
	南伊豆町	×	○J		×
	松崎町	×	○J		×
	西伊豆町	△ (未定)	○J		×
熱海	熱海市	○他	○D	○ 1名 専任	×
	伊東市	○他	○J	○ 1名 専任	×
東部	沼津市	○他	○J	○ 1名 専任	×
	三島市	○D	○J	○ 1名 専任	×
	裾野市	○他	○J	△ (未定)	×
	伊豆市	○他	○J	○ 1名 兼務	×
	伊豆の国市	○他	○J	○ 2名 専任	×
	函南町	○D	○J		×
	清水町	○他	○J		×
	長泉町	○他	△ (未定)		×
御殿場	御殿場市	○他	○J	○ 1名 専任	×
	小山町	○他	△ (未定)		×
富士	富士宮市	○D	○D	○ 2名 専任	×
	富士市	○D	○D	○ 2名 専任	○
中部	島田市	○他	○J	○ 1名 専任	×
	焼津市	○他	○D	○ 1名 専任	×
	藤枝市	○D	○J	○ 1名 専任	×
	牧之原市	△ (R5予定)	○J	○ 1名 専任	×
	吉田町	○他	○J		×
	川根本町	○他	○J		×
西部	磐田市	○他	○J	○ 2名 専任	×
	掛川市	○他	○J	△ (未定)	×
	袋井市	○他	○J	△ (未定)	×
	湖西市	○他	○J	○ 1名 兼務	×
	御前崎市	○他	○J	○ 1名 専任	×
	菊川市	○他	○J	×	×
	森町	△ (未定)	○J		×
政令市	静岡市	○他	○J	○ 2名 専任	○
	浜松市	○他	○D	○ 5名 専任	○

※令和6年2月1日時点

28名

※△策定・設置検討中の()書きは、市町の目標時期

○策定・設置済	27	77.1%	33	94.3%	18	78.3%	3	8.6%
△策定・設置検討中	5	14.3%	2	5.7%	4	17.4%	0	0.0%
×予定なし	3	8.6%	0	0.0%	1	4.3%	32	91.4%

35

35

23

35

35

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
(基本計画策定状況)

別添資料2

令和5年9月1日時点

No.	市町名	基本計画策定状況				備考
		策定済	R5年度中に 策定予定	R6年度以降 策定予定	策定予定 なし	
-	静岡県		○			
1	静岡市				○	
2	浜松市				○	
3	下田市				○	
4	東伊豆町				○	
5	河津町				○	
6	南伊豆町				○	
7	松崎町				○	
8	西伊豆町				○	
9	熱海市	○				熱海市男女共同参画推進計画と一体的に策定
10	伊東市	○				第3次伊東市男女共同参画と一体的に策定
11	沼津市				○	
12	三島市				○	
13	裾野市				○	
14	伊豆市	○				伊豆市男女共同参画プランと一体的に策定
15	伊豆の国市	○				第4次伊豆の国市男女共同参画基本プランと一体的に策定
16	函南町				○	
17	清水町	○				第3次清水町男女共同参画計画と一体的に策定
18	長泉町	○				第3次長泉町男女共同参画プランと一体的に策定
19	御殿場市	○				
20	小山町				○	
21	富士宮市				○	
22	富士市			○		
23	島田市				○	
24	焼津市			○		
25	藤枝市			○		第3次藤枝市DV防止基本計画と一体的に策定予定
26	牧之原市				○	
27	吉田町				○	
28	川根本町				○	
29	磐田市				○	
30	掛川市			○		掛川市男女共同参画行動計画と一体的に策定予定
31	袋井市				○	
32	湖西市	○				第4次湖西市男女共同参画推進計画と一体的に策定
33	御前崎市			○		
34	菊川市				○	
35	森町			○		森町男女共同参画計画と一体的に策定予定
	計	8	0	6	21	

沼津市の女性相談の令和5年度実績

女性相談支援員を配置し、支援や保護の必要な女性の発見に努め、相談に応じ、自立等のために必要な助言、援助を行っています。

女性からの相談内容は、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関するものが最も多いです。

(1) 相談内容別受付状況

(令和5年度)

主訴別受付状況		相談実人数(人)
1 人間関係	1 夫等の暴力	53
	2 酒乱・薬物中毒	0
	3 離婚問題	3
	4 その他	16
	5 子どもの暴力	1
	6 養育不能	0
	7 その他	1
	8 親の暴力	6
	9 その他の親族の暴力	5
	10 その他	2
	11 交際相手の暴力	2
	12 その他の者の暴力	0
	13 男女問題	0
	14 家庭不和	9
	15 その他	1
2 経済関係	1 生活困窮	2
	2 借金・サラ金	0
	3 求職	0
	4 その他	0
3 医療関係	1 病気	2
	2 精神的問題	17
	3 妊娠・出産	1
	4 その他	7
4 その他	1 住居問題	2
	2 帰住先なし	2
	3 不純異性交遊	0
	4 売春強要	0
	5 ヒモ・暴力団関係	0
	6 5条違反	0
	7 人身取引	0
5 ストーカー	0	
計		132

(2) 年齢別受付状況

(単位：人)

	年 齢 別	相談実人数
1	18歳未満	0
2	18歳～19歳	1
3	20歳～29歳	12
4	30歳～39歳	22
5	40歳～49歳	20
6	50歳～59歳	14
7	60歳以上	19
8	不明	44
	計	132

令和3年度市民意識調査における市民のDVに対する認識等

令和3年度市民意識調査において以下の3つについて調査しました。

(1) DVの相談窓口の認知度について

〔質問〕

DVについて、相談できる窓口として、どのようなものを知っているか聞いた。

〔結果〕

相談窓口として最も認知されているのが警察で約8割、次いで市役所が約3割で、民間の相談機関が約2割であった。一方で約1割が「窓口を知らない」と回答し、20代が約2割と最も多かった。、日ごろのDV防止に関する広報活動の継続とともに、若い世代へのさらなる周知が必要である。

(2) DV防止や対策の施策について

〔質問〕

DVを防止するために必要なことを聞いた。

〔結果〕

「相談窓口についての周知・PR」が約6割と最も多く、次いで「安全に過ごせる避難場所の確保」が約5割であった。

年代別では、DV相談の多い30～50代の多くが「安全に過ごせる避難場所の確保」、「被害者に対する経済的支援制度の整備」を求めており、DV相談から避難、保護新しい生活へのスムーズな移行のため、現行の制度や他法の活用を含めた、他機関との連携が必要であると考えられる。

(3) 被害経験について

〔質問〕

自分自身や身近な人がセクハラ・マタハラを受けたこと、見聞きした経験があるか聞いた。

〔結果〕

「自分または身近な人がセクハラ・マタハラを受けた」「被害を見聞きしたことがある」と回答した人が約3割であった。また、実際に自分自身がセクハラを受けたことがある人は男性の約4倍となったが、親族や友人など身近な人が被害を受けたという回答の方が多かった。

自分に対する被害は自覚しにくく、友人などに相談することで被害を認識することが多いと考えられる。

2 本市におけるDVの現状

- ・相談件数や実人数は横ばいだが、再相談者の割合が増加している。
- ・DVに係る相談のうち、精神的DV（モラハラ）の相談が増加している。
- ・在住外国人の相談件数は増加傾向にある。
- ・一時保護の際に女性相談支援センターとの連携に時間を要するケースが多い。
- ・被害者の自立支援において、関係機関と緊密に連携している。
- ・LGBTへの関心の高まりを背景に、一定の相談者がある。

沼津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV 基本計画）及び 沼津市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（困難女性支援基本計画） の策定について

1 DV防止基本計画

- 平成 19 年のDV防止法改正で市町村基本計画の策定が努力義務化
- DV基本計画と盛り込む内容が重複する他の計画と一体で策定可能（国の基本指針）
- 県内で策定しているのは 27 市（本市を含む） 令和 6 年 2 月 1 日時点
 - ・単独策定 5 市（藤枝・富士・富士宮・三島、函南）
 - ・他計画と一体で策定 21 市
 - ・未策定 8 市（下田・東伊豆・河津・南伊豆・松崎・西伊豆・牧之原・森）

2 困難女性支援基本計画

- 令和 6 年の困難女性支援法施行で市町村基本計画の策定が努力義務化
- 政策的に関連の深い他の計画と一体で策定可能（国の基本指針）
- 県内で策定しているのは 8 市 令和 5 年 9 月 1 日時点
 - ・他計画と一体で策定 8 市（熱海・伊東・伊豆・伊豆の国・清水・長泉・御殿場・湖西）

3 男女共同参画におけるDVへの対応

- 沼津市男女共同参画推進条例（制定 H20 年 3 月）
 - 第 9 条第 2 項 何人も、夫婦及び恋人を含むすべての男女間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。
- 第 5 次沼津市男女共同参画基本計画（策定 R3 年 3 月、計画期間 R3～R7）
 - 基本理念Ⅱ 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現
 - 基本的施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 施策の方針 (5)セハラ、マハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進
 - (6)被害者への相談体制の充実と自立支援

4 計画策定の趣旨

- 男女共同参画推進条例の制定や第 5 次沼津市男女共同参画基本計画の策定
- 女性に対する暴力等の根絶を目指してDVに関する被害者支援や相談支援に取り組んできた。
- 今後もDVの根絶に向け、本市のDVの現状把握と取り組みの整理、着実に推進する姿勢の明確化、DV被害者保護・支援の充実、そして、関係機関の連携による体制づくりなどを目指し、男女共同参画基本計画に位置づけられた「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を具体的・計画的に進めるためのDV基本計画を策定する。
- 令和 6 年度に施行された困難女性支援法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進、及び人権の擁護を図るための支援を計画的に進めるための困難女性支援基本計画を策定する。

5 計画の基本理念

- 沼津市男女共同参画推進条例 前文抜粋
 - 「すべての人が、その性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる場において、その個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたりどのような状況においても、心豊かに生活できる社会の実現」
- 第 5 次沼津市男女共同参画基本計画の基本的施策 2 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

6 計画の体系のイメージ

- 第6次沼津市男女共同参画基本計画(計画期間 R8~R12)にDV基本計画及び困難女性支援基本計画を包含して策定。
- 静岡県はDV防止基本計画及び困難女性支援基本計画をそれぞれ策定し、下記のとおり計画の基本目標を示しています。本市もこの基本目標に必要な施策を掲げながら策定します。

(参考)県策定計画の基本目標

DV防止基本計画(策定R4年3月)	困難女性支援基本計画(策定R6年3月)
<ul style="list-style-type: none">・DV防止の普及啓発・相談体制づくり・被害者の安全確保・被害者世帯の自立支援	<ul style="list-style-type: none">・多様な手段による啓発、相談の推進・当事者目線の支援の充実・関係機関との連携による支援体制の構築・民間団体との協働

7 策定・推進体制

- 沼津市男女共同参画推進委員会及びアドバイザー会議などの意見を踏まえて策定
- 沼津市男女共同参画推進委員会により進捗管理